

きそほうじん

発行所：(一社)木曽法人会 ☎ 0264 (22) 4243 編集：広報委員会
印刷：木曽オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166

平成 30 年 2 月発行

No. **86**
2018 / FEB.

- 目次**
- ② 会長あいさつ
 - ③ 木曽税務署長 新年のごあいさつ
 - ④ 青年部コーナー
 - ⑤ 女性部コーナー・経営講演会
 - ⑥～⑦ 税金 Q & A コーナー
 - ⑧～⑨ 福利厚生制度・事務局日誌
 - ⑩ 税務情報
 - ⑪ 行動する法人会
 - ⑫ 会員企業のご紹介

★ ★ ★
木曽郡租税教育推進協議会 最優秀賞
大桑村立大桑小学校
6年 森 畑 莉 梨さん



★ ★ ★
木曽郡租税教育推進協議会 優秀賞
木祖村立木祖小学校
6年 小林 さ ちさん



木 曽 税 務 署 長 賞

★ ★ ★
南木曽町立南木曽小学校
6年 堀 望 実さん



長野県中信県税事務所木曽事務所長賞

★ ★ ★
南木曽町立南木曽小学校
6年 木 村 日向詩さん



一般社団法人木曽法人会長賞

★ ★ ★
木曽町立福島小学校
6年 栗 屋 桃 子さん

— 小学生の税に関するポスター —

木曽郡租税教育推進協議会（法人会・会員）では、税に関するポスターを募集しています。今年度の入賞作品をご紹介します。



今、求められる働き方とは

木曽法人会長 大沢 謙一



法人会の皆さん新年あけましておめでとうございます。

今年は戊戌という年です。何でも戌は草が茂る絶頂期のことで戌は滅するを表し、戌と戌は相反する事象であり、良いこと悪いことがはっきりと分かれる年、あるいは、何を取り何を捨てるか明確に定める年廻りということです。私事ですが、年始に何処かでインフルエンザを拾って一月八日から一週間ダウンしておりました。その時、家内がテレビのカンブリア宮殿『お年寄のレジャーランド！笑顔溢れる介護の理想郷』を録画しておいてくれたのでそれを観て、より良く働くってなんだろうと、つくづく感じ入りました。介護の現場に限らず、あらゆる現場で働くこと、あるいは職業を持つということはどういうことなのだろうかなどと考えてしまうのです。政府は働き方改革を推進すると言っています。IOTなどといったインフォメーションテクノロジーを駆使して、AIを使って生産性を向上するなどを目標にしているようです。勿論、働く環境の改善もあります。しかし、その前に人の心の問題がありはしないだろうかと考えてしまうのです。番組では一宮市にある「たんばぼ温泉デイサービス」が取り上げられていました。そこの筒井健一郎代表の

言ったことは「従業員もお客もハッピーになれる会社」でした。それこそが、私達のめざす目標ではないでしょうか。

筒井さんのこれまでは猛烈に働き、35歳にして運送会社を任され、従業員9人の会社を500人の会社にまでしました。その頃は人の情に薄く、社員を猛烈に働かしたそうです。結果、労働組合が生まれ、労使交渉の末に経営者の在り方を糾弾され、自ら社長を退き会社を去ったそうです。筒井さんは3年の浪人を経て、知り合いに頼まれ、平成12年に小さなデイサービスの経営に携わることになりました。はじめてのことですから、介護経験豊富な人材を集めスタートしたところ、ご利用者の事情より介護者にとって都合の良い介護をやるデイサービスになっていたそうです。温かさに欠ける、寧ろ、ご利用者が介護者に気を遣うような殺伐とした介護の現場でした。筒井さんは、これではいかん、どうしたらご利用者様を大切に

する向いあった介護が出来るのだろうか悩まれたそうです。辿り着いたのは、介護経験者でなくとも、優しく、ご利用者様の喜びを自分の喜びと思える人、そんな人を介護者に採用し、筒井氏自身も社員とご利用者が共に幸せを感じることに出来る施設運営に心を砕いたそうです。社員を単なる労働力とみなし、非情に働かせたかつての筒井氏は、そこにはいませんでした。人に気を遣い相手の喜びを自分の喜びとする、そんな経営者の筒井さんです。経営する者と働く者、そしてユーザー、この三者が共に喜びあえる、そんな働き方こそ求められているのではないのでしょうか。新年にあたり、会員の皆様ならびに関係各位の益々のご発展とご健勝ならびに、今年が皆様にとって良い年となりますようご祈念申し上げます。



11月16日 経営講演会での会長あいさつ

新年のごあいさつ

木曽税務署長 中原 義仁



新年明けましておめでとうございます。

平成30年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人木曽法人会の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、大沢会長をはじめ、役員の皆様並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政全般につきまして深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、決算説明会等、各種研修会や講演会の開催、租税教育事業、社会貢献活動等様々な活動を積極的に展開されており、心から敬意を表する次第です。

特に、国税庁後援とさせていただいている「税に関する絵はがきコンクール」への取組みに対しまして感謝申し上げますとともに、「自主点検チェックシート」の普及・拡大に向けた取組みにつきましても、今後も連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の広域化・国際化やICT・AIの著しい進展などにより大きく変化しており、そうした変化への的確かつ適切な対応が求められております。また、新たに導入される消費税軽減税率制度への対応も求められています。

こうした状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくためには、私どもの力ではおのずと限界があり、従前以上に皆様のお力添えが必要不可欠であると考えております。

特に、消費税につきましては、平成31年10月に税率が10%に引き上げられるとともに、軽減税率制度が実施されることとなっております。私どもといたしましても、制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談対応等に着実に取り組んでいくこととしていますので、ご理解と

ご協力をお願い申し上げます。

間もなく平成29年分の所得税等の確定申告の時期となります。

国税庁では、引き続き、e-TaxなどICTを利用した自宅等からの申告の推進に取り組んでおります。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って入力することで、税額などが自動計算され、申告書等を作成することができます。作成した申告書等はマイナンバーカードを利用してe-Taxで送信、あるいは郵送することで自宅等から申告できますので、是非、ICTを利用した申告にご協力をお願いいたしますとともに、従業員の皆様にも周知していただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、申告書提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますのでご留意いただきますようお願い申し上げます。

また、納税につきましては、本年1月から複数の預貯金口座の利用が可能となりましたダイレクト納付の積極的なご利用をいただくなど、e-Taxの更なる利用につきましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

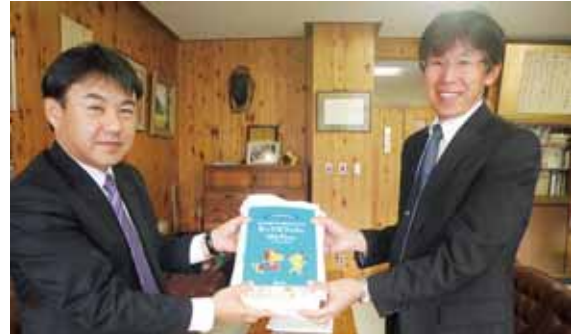
結びに当たりまして、一般社団法人木曽法人会の益々の発展と会員企業のご繁栄、ご健勝を心からご祈念申し上げまして、新年の挨拶いたします。



5年生に 税の解説付き“下敷”を寄贈 — 青年部租税教育活動・社会貢献事業 —

青年部は毎年、郡内小学校5年生の児童の皆さんに、租税教育用下敷を寄贈しています。11月11日からの「税を考える週間」に合わせ、役員が手分けをして各小学校へお届けしました。今年のテーマは『全国学校給食甲子園』、給食の時間が学校で楽しみな児童の皆さん向けに、アイデアメニューや給食の歴史、郷土料理などを掲載しています。各種の税金など歳入の

状況や、税金の使われ方などを解りやすく記載した豆知識も載っています。これから「税に関するポスター」の作成などで参考になる分かりやすい内容です。



「第31回 法人会全国青年の集い 高知大会」に参加して

木曾法人会 青年部部長 青木 孝尚

昨年の11月9日、10日の両日、高知市において、「第31回法人会全国青年の集い高知大会」が開催され、当青年部を代表して参加させていただきました。

初日は、全国の部長全員による、租税教育活動プレゼンテーションの選考会が行われました。

翌日10日は、9時から部会長サミットが開催され、10人程のグループ毎に「租税教育活動の質的向上を目指して」というテーマで討論が行われました。全国どこの県からも会員不足や活動の停滞等共通の悩みや問題がある中で、どのように活動の質を高めていけばよいか等、活発な議論が行われました。

私たちのグループでは、物を売り利益を得て、それをどう使うのか。お金や物の流れについて児童に考える機会を与える「体験型の学習」が質的向上に繋がるのではないかと、言う意見でまとめました。



伊那法人会富永部長と

午後の大会式典では、様々な表彰や租税教育活動プレゼンテーションで最優秀となった福岡県連直方法人会青年部の事例発表があり、次回開催の岐阜県へと大会旗が引き渡されました。

式典の後は、お笑いタレントの間寛平氏を招いての「走ることで伝える大切な事 ～夢・出会い・絆～」と題した記念講演を聴きました。

冒頭から、会場は笑いでいっぱいになり、アースマラソンへの挑戦、その最中でのガンとの闘病など貴重な体験を交えてのお話で大変感銘を受けました。

終了後会場を移動し、懇親会が盛大に行われました。そこでは、「ツナガール」なる地元水産高校の女生徒が登場し、鮪の解体ショーが行われました。華奢な女子が大きな鮪をおろす姿に会場中が沸いていました。

ツナガールのおろした鮪や鰹のタタキなど四国高知の味覚を堪能させていただき、全国の青年部との交流も図れ、とても有意義な時間を過ごさせていただいたことに感謝申し上げます。



ツナガール

税に関する『絵はがきコンクール』

—— 女性部事業として本年度よりスタート ——

平成20年度より全法連女性部は租税教育活動の一環として「税に関する絵はがきコンクール」事業を実施しています。木曽法人会では、木曽郡租税教育推進協議会の行うポスター事業と類似するため今まで未実施でしたが、国税庁の後援もあり女性部による全国統一事業として本年度より実施することになりました。

木曽郡学校長会や教育委員会への協力依頼を経て、昨年11月、管内全小学校の6年生児童

の皆さんに募集を呼びかけました。

作品が集まったところで関係者によって選考会を行い、最優秀作品については長野県連を通じて、全法連の審査会の対象作品として出展します。この事業はこれからも租税教育事業ならびに地域社会貢献事業として、毎年継続して実施してまいります。



応募用紙



募集依頼する大桑村支部（大桑小学校）

経営講演会開催

11月16日、木曽町文化交流センターにおいて、本年度の経営講演会を開催しました。『未来への夢と感動へチャレンジ』と題して、株式会社 松本山雅 取締役の八木 誠氏による講演でした。

プロジェクトの立ち上げから、クラブの創設、会社の設立に至るまで、地域リーグとして、地元関係者・関係団体・サポーターの皆さんとの関わりなど、経営者としての強いリーダーシップが印象に残るお話でした。これからの企業経営や企業の社会貢献の在り方など大変参考になりました。



株式会社 松本山雅 取締役 八木誠氏
(11月16日 木曽町文化交流センター)



税金 Q & A コーナー

今回の「税金 Q & A コーナー」第26弾は、前号に引き続き、消費税の軽減税率制度について、個別事例を説明します。

Q 1 お菓子の製造販売を行っています。次の取引は、消費税の軽減税率の対象となりますか。

- (1) 酒類を原料とした菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。
- (2) 製造において使用する「添加物」は、軽減税率の適用対象となりますか。
- (3) 製造したお菓子を個別包装し、12個ずつ箱詰めにして、小売店に卸していますが、お菓子の製造に必要な資材（原材料）である個別包装の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりますか。
- (4) 希望するお客様にサービスで保冷剤を付けて洋菓子を販売することがありますが、軽減税率の適用対象となりますか。
- (5) 飲食料品の譲渡に要する送料は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 2019年10月1日の消費税率の引き上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。消費税の軽減税率制度は事業者のみならず、日々の買い物等で消費者の方にも関係するものです。

この軽減税率の対象となる飲食料品に該当するか、一緒に検討してみましょう。

- (1) 酒類を原料とした菓子であっても、その菓子が酒税法に規定する酒類に該当しないものについては、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、酒税法2①）。
- (2) 食品の製造・加工等の過程において添加される食品衛生法に規定する「添加物」は、「食品」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一、食品衛生法4②、軽減通達2）。
- (3) お菓子を包装するための包装紙は「飲食料品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

したがって、ご質問の包装紙の仕入れは、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一）。

- (4) 人の飲用又は食用に供されるケーキやプリンなどの洋菓子は、「食品」に該当し、サービスで保冷剤をつけて販売する場合であっても、軽減税率の適用対象となります。

なお、保冷剤について別途対価を徴している場合のその保冷剤は、「飲食料品」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一）。

- (5) 飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので軽減税率の適用対象となりません。

なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一）。



Q2 宿泊施設を運営しています。次の取引は、消費税の軽減税率の対象となりますか。

- (1) 宴会場や、会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。
- (2) 飲食料品を客室まで届ける、いわゆるルームサービスは、軽減税率の適用対象となりますか。
- (3) ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。
- (4) 当社は、味噌汁付弁当の販売・配達を行っています。弁当と味噌汁を配達する際には、配達先で味噌汁を取り分け用の器に注いで一緒に提供していますが、この場合の味噌汁付弁当の販売は、ケータリングに該当しますか。

A 消費税の軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる**役務の提供**をいいます。

- (1) 旅館、ホテル等（以下「ホテル等」といいます。）の宴会場や会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は、それがホテル等自体又はホテル等のテナントであるレストランが行うものである場合には、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則34①一イ、軽減通達10(1)）。
- (2) ホテル等の客室から、ホテル等が直接運営する又はホテル等のテナントであるレストランに対して飲食料品を注文し、そのレストランが客室に飲食料品を届けるようないわゆるルームサービスは、ホテル等の客室内のテーブル、椅子等の飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供であり、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。
- (3) ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料（酒税法に規定する酒類を除きます。）を販売する場合は、単に飲食料品を販売するものであることから、飲食料品を飲食させる役務の提供に該当せず、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則34①一）。
- (4) 軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」には、相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の「役務」を伴う飲食料品の提供（いわゆる「ケータリング、出張料理」）は含まないこととされています（改正法附則34①一口、軽減通達12）。この「役務」には、「盛り付け」を含むとされていますが、飲食料品の譲渡に通常必要な行為である、例えば、持ち帰り用のコーヒーをカップに注ぐような、容器への「取り分け」行為は、含まれません。

したがって、ご質問の「味噌汁を取り分け用の器に注ぐ」という行為は、味噌汁の販売に必要な行為である「取り分け」に該当し、ケータリングに該当しません（味噌汁付弁当の全体が軽減税率の適用対象となります。）。

「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」から出題しました。その他詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



T&D
T&Dグループ

転んでも、
起き上がればいい。
何度でも。

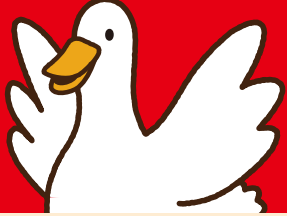
長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

DJIDO 大同生命

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



**病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで*
月々の収入をサポートします**

* 保険期間が、60歳満期の場合。
65歳満期もあります。

特長 1

病気・ケガで働けない場合を保障

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます

特長 2

**入院中だけでなく
所定の在宅療養で働けない場合も保障**

特長 3

**働けない状態が続く限り、
60歳まで保障します**

◎就労困難状態に該当している場合。
◎就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入できます

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

長野支社 〒380-0823 長野県長野市南千歳 1-12-7 新正和ビル 4F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF法推-2016-0054-1712027 8月4日



法人会のビジネスガード
Business Guard

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

**法人会の
ハイパーメディカル**
会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



地震災害の
リスクをガード

**法人会の
ハイパー任意労災**
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット



充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG 損害保険株式会社

URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

松本支店

〒390-0814

長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階

TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

11月

- 7 日 県連税制委員会・税制研究会(千曲市)
- 9～10 日 第31回全国青年の集い(高知市)
- 16 日 経営講演会(木曽町文化交流センター)
- 22 日 ブロック別税務研修会
(上松町ひのきの里総合文化センター
大桑村商工会館)
- 24 日 関信局管内女性部合同セミナー
(さいたま市)
- 27 日 第2回税制委員会(木曽建設会館)
- 28 日 総務委員会(木曽建設会館)



ブロック別税務研修会
(11月22日 大桑村商工会館)

事務局日誌

12月

- 4 日 県連女性部連絡協議会(松本市)
- 15 日 県連事務局長会議(松本市)

1月

- 19 日 正副会長会議(木曽建設会館)
- 27 日 木曽路全体統一イベント
「氷雪の灯祭り」(大桑村支部協賛)

平成30年1月27日
大桑村での氷のキャンドル



医療費控除は 領収書が提出不要となりました

裏面の明細書を作成
して提出すればOK!!

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付
が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療	
2/18 ■■病院 診療 6,000円 ①	
5/28 ■■病院 診療 3,400円 ①	
▲▲薬局 医薬品 700円 ②	
国税花子さんが受けた医療	
9/13 ○○診療所 診療 3,300円 ③	
医薬品 1,100円	



・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計
して記載します。

平成 年分 医療費控除の明細書
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税 太郎

1 医療費通知に関する事項
医療費通知(※)を添付する場合、右記の1)～3)を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の額等を通達する書類で、次の項目が記載されたものが該当します。
(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

1) 医療費通知に記載された医療費の額	2) 1)のうちその中に含まれた医療費の額	3) 2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	円	円

①被保険者等の氏名、②医療を受けた年月、③医療を受けた者、④医療を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

2 医療費(上記1以外)の明細
「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものと併せて、記入しないでください。

1) 医療を受けた方の氏名	2) 病院・薬局などの支払先の名称	3) 医療費の区分	4) 支払った医療費の額	5) 4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
太郎	■■病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	9,400円	円

2 医療費(上記1以外)の明細 欄の書き方

	(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
①	国税 太郎	■■病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	9,400円
②	同上	▲▲薬局	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	700円
③	国税 花子	○○診療所	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで!
「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp



税務署

行動する法人会



ー平成30年度税制改正に関する提言ー

全法連では、平成30年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。



自 民 党

予算・税制等に関する政策懇談会

11月16日

財政・金融・証券団体委員長 **牧島かれん** 氏

山口 泰明 氏	井上 信治 氏	義家 弘介 氏
石原 宏高 氏	野田 毅 氏	山本 幸三 氏
柴山 昌彦 氏	大岡 敏孝 氏	佐藤 ゆかり 氏
田畑 毅 氏	宮澤 博行 氏	尾身 朝子 氏
三谷 英弘 氏	宗清 皇一 氏	猪口 邦子 氏
太田 房江 氏	滝波 宏文 氏	徳茂 雅之 氏
松川 るい 氏	三宅 伸吾 氏	三木 亨 氏 他

公 明 党

財政・金融部会団体ヒアリング

11月22日

財政・金融部会長 **竹内 譲** 氏

濱村 進 氏



希 望 の 党

税制改正ヒアリング

11月29日

税制調査会長 **古本 伸一郎** 氏

岸本 周平 氏 近藤 和也 氏 階 猛 氏



木曽町支部 おんたけ交通株式会社

代表取締役 徳 三寶

〒 397-0001

長野県木曽郡木曽町福島 2801 番地

T E L 0264-22-2215

F A X 0264-22-2284

当社は大正14年創業以来、地域の発展につく公共交通として「安心・安全で快適な輸送サービス」の提供に心掛け乗合バス事業及び貸切バス事業を展開しております。



現在、路線バスは木曽郡6町村のコミュニティバスを受託運行しており通勤、通学等、地域の足として運行しております。貸切バスは長野県全域を営業区域としお客様の楽しい旅の思い出となるようサービスに心掛けております。高速バスは木曽福島・新宿間を毎日2便、京王バス東と共同運行しており、本年1月には最新の装備を備えた車両に更新し、より快適な旅を提供してまいりますのでご旅行、出張、帰省等の際には是非当社の高速バスをご利用ください。



い。

今後も地域の皆様に親しまれご愛顧いただけるバス会社であるよう「安心・安全で快適な輸送サービス」に心掛け努力してまいります。

会 員 企 業 の ご 紹 介

有限会社 ユープリント

取締役 上越 良雄

大桑村支部

〒 399-5504

長野県木曽郡大桑村野尻 3005

T E L 0264-55-4113

F A X 0264-55-4142

M a i l info@u-prin.com

昭和56年（1981年）創業以来、小さな会社ではありますが、地域の皆さまの支えにより商いを続けさせていただいております。

パソコンやインターネットの普及、また、社会環境の変化により仕事の内容が大きく変化しています。各ご家庭、各事業所に1台はパソコンがあり、年賀状や各種伝票はもはや自分で作るものになってきました。印刷業にとっては厳しい時代で

はありますが、自分好みの自分らしい、自分で扱いやすいものを自分で作ることができることは、とても良いことかと思えます。

そういった中で、皆さまに何をご提供できるか、満足していただけるかを考えながら、アイデアをしばり試行錯誤している毎日です。

小さな会社だからできる自由さと柔軟性を活かし、コツコツ真面目にこれからも取り組んで参ります。



オフセット4色印刷機、オンデマンドプリンタを備え、お客様のニーズにお応えします。